

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案  
新旧対照条文

一	道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）	1
二	道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）	4
三	自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）	6
四	自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）	8
五	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）	9
六	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）	10

改 正 案

現 行

（譲渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第三条 自動車を譲渡する者は、法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た自動車を譲渡する者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、譲渡証明書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第四条 （略）

（指定の告示）

第五条 国土交通大臣は、第二条又は前条の規定により指定したときは、その旨を告示する。

第六条～第八条 （略）

（完成検査終了証に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第九条 法第七十五条第一項の申請をした者は、同条第五項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た法第七十五条第一項の申請をした者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾

第三条 （略）

（指定の告示）

第四条 国土交通大臣は、前二条の規定により指定したときは、その旨を告示する。

第五条～第七条 （略）

をした場合は、この限りでない。

(保安基準適合証等に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第十条 指定自動車整備事業者は、法第九十四条の五第二項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た指定自動車整備事業者は、当該依頼者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、保安基準適合証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該依頼者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第九十四条の五の二第二項において法第九十四条の五第二項の規定を準用する場合について準用する。

第十一条 (略)

(納付の有無の事実を確認する方法)

第十二条 法第九十七条の二第二項の納付の有無の事実の確認は、国土交通省令で定めるところにより、電磁的方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。

第十三条・第十四条 (略)

(権限の委任)

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

一 法第二章(第六条第二項、第十五条の二第三項(法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。)、第四十三条第二項及び第五章(第六十三条第一項、第六十三条の二(第三項を除く。)、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の三、第七十五条第一項、第七項及び第八

第七条の二 (略)

第八条・第九条 (略)

(権限の委任)

第十条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

一 法第二章(第六条第二項、第十五条の二第三項(法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。)、第四十三条第二項及び第五章(第六十三条第一項、第六十三条の二(第三項を除く。)、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の三、第七十五条第一項、第五項及び第六

項並びに第七十五条の二第一項、第五項及び第六項を除く。)に規定する国土交通大臣の権限(次号から第四号までに掲げるものを除く。)

( ) 自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長

二(四) (略)

2 } 5 (略)

6 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第九十四条の五第七項(法第五十九条及び第六十条の規定に係る部分に限る。 )及び第九十四条の五の二第四項(法第五十九条及び第六十条の規定の適用に係る部分に限る。 )	国土交通大臣	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長
法第九十四条の五第七項(法第七十一条の規定の適用に係る部分に限る。 )及び第八項並びに第九十四条の五の二第四項(法第六十二条及び第七十一条の規定の適用に係る部分に限る。 )	国土交通大臣	最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長
(略)	(略)	(略)

項並びに第七十五条の二第一項、第五項及び第六項を除く。)に規定する国土交通大臣の権限(次号から第四号までに掲げるものを除く。)

( ) 自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長

二(四) (略)

2 } 5 (略)

6 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第九十四条の五第五項(法第五十九条及び第六十条の規定に係る部分に限る。 )及び第九十四条の五の二第三項(法第五十九条及び第六十条の規定の適用に係る部分に限る。 )	国土交通大臣	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長
法第九十四条の五第五項(法第七十一条の規定の適用に係る部分に限る。 )及び第六項並びに第九十四条の五の二第三項(法第六十二条及び第七十一条の規定の適用に係る部分に限る。 )	国土交通大臣	最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長
(略)	(略)	(略)

改正案		現行	
道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。			
十 新規検査を申請する者	手数料を納付すべき者	手数料を納付すべき者	手数料を納付すべき者
（略）	（略）	（略）	（略）
一両につき次に掲げる金額	一両につき次に掲げる金額	一両につき次に掲げる金額	一両につき次に掲げる金額
一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百円	一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円	一 完成検査終了証の提出がある自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円	一 完成検査終了証の提出がある自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円
二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二	二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証	二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証	二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証

<p>十二了二十 (略)</p>	<p>十一 継続検査を申請する者</p>	
<p>(略)</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額  一 保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 千二百円  二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。))がない自動車に限る。( ) 千二百円  三 (略)</p>	<p>第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。( ) 千二百円  三 (略)</p>
<p>十二了二十 (略)</p>	<p>十一 継続検査を申請する者</p>	
<p>(略)</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額  一 保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千二百円  二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。) 千二百円  三 (略)</p>	<p>千二百円  三 (略)</p>

改 正 案

現 行

<p>（電子情報処理組織）</p> <p>第七条 道路運送車両法第六条第一項の電子情報処理組織（次項において単に「電子情報処理組織」という。）により自動車登録ファイルにする登録等（登録並びに前条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項の記録その他の自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置をいう。以下同じ。）に関する事務の処理は、オンライン・リアルタイム処理方式による。ただし、同法第二十二条第一項の規定による登録事項等証明書の交付に関する事務で国土交通省令で定めるものの処理については、この限りでない。</p> <p>2 自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情報処理組織への入力はOCR（光学的文字読取装置をいう。）を用い又は電気通信回線を通じて行い、その出力は印字することにより行う。</p>	<p>（電子情報処理組織）</p> <p>第七条 道路運送車両法第六条第一項の電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）により自動車登録ファイルにする登録等（登録並びに前条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項の記録その他の自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置をいう。以下同じ。）に関する事務の処理は、オンライン・リアルタイム処理方式による。ただし、同法第二十二条第一項の規定による登録事項等証明書の交付に関する事務で国土交通省令で定めるものの処理については、この限りでない。</p> <p>2 自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情報処理組織への入力はOCR（光学的文字読取装置をいう。）を用いて行い、その出力は印字することにより行う。</p>
<p>（共同申請）</p> <p>第十条 登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合には、運輸監理部又は運輸支局に出頭することを要しない。</p>	<p>（共同申請）</p> <p>第十条 登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。</p>
<p>（申請手続）</p> <p>第十四条 登録の申請をする者（以下「申請人」という。）は、申請書に次に掲げる書面を添えて提出しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（申請手続）</p> <p>第十四条 登録の申請をする者（以下「申請人」という。）は、申請書に左に掲げる書面を添えて提出しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>3 申請人は、道路運送車両法第三十二条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、第一項の申請書にその旨を記載することをもつて同項第一号の書面（譲渡証明書に限る。）の提出に代えることができる。</p>	

きる。

4 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

(印鑑に関する証明書の添付)

第十六条 申請書には、やむを得ない場合を除き、申請人及びその第三者(第十四条第一項第二号の書面を提出する場合に限る。)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。)又は登記官が作成するものに限る。以下この条において同じ。)を添付しなければならない。ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人の、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人の印鑑に関する証明書を添付しなくてもよい。

2 (略)

3 第一項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

(申請の受理をしない場合)

第二十一条 運輸監理部長又は運輸支局長は、登録の申請が次に掲げる場合に該当するときは、その申請を受理してはならない。

一・二 (略)

三 第十条ただし書に規定する場合を除くほか、当事者が出頭しないと

四 (略)

五 道路運送車両法第七条第六項又は同法第十二条第二項(同法第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反するとき。

六・九 (略)

2・3 (略)

(印鑑の添付)

第十六条 申請書には、やむを得ない場合を除き、申請人及びその第三者(第十四条第一項第二号の書面を提出する場合に限る。)の印鑑であつて市町村又は特別区の長の証明を得たもの(申請人又はその第三者が法人であるときは、その代表者の印鑑であつて法人の登記に関し印鑑を提出した登記所の証明を得たもの。以下この項において同じ。)を添付しなければならない。ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人の、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人の印鑑であつて市町村又は特別区の長の証明を得たものを添付しなくてもよい。

2 (略)

(申請の受理をしない場合)

第二十一条 運輸監理部長又は運輸支局長は、登録の申請が次に掲げる場合に該当するときは、その申請を受理してはならない。

一・二 (略)

三 当事者が出頭しないとき。

四 (略)

五 道路運送車両法第七条第四項又は同法第十二条第二項(同法第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反するとき。

六・九 (略)

2・3 (略)



改 正 案	現 行
<p>（自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）</p> <p>第一条 自動車損害賠償保障法（以下「法」という。）第九条第一項本文の処分を受けようとする者は、同条第二項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、保険会社に対して書面又は電磁的方法により委託しなければならない。</p> <p>（責任保険又は責任共済の契約の締結を要しない自動車の保有者及びその業務の範囲）</p> <p>第一条の二 法第十条の政令で定める者及びその者に係る同条の政令で定める義務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>第一条の三 （略）</p> <p>（準用規定）</p> <p>第十二条 第一条、第二条から第八条まで及び第十条の規定は、責任共済の契約について準用する。この場合において、これらの規定中「自動車損害賠償責任保険証明書」とあるのは「自動車損害賠償責任共済証明書」と、「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「被保険者」とあるのは「被共済者」と、「責任保険」とあるのは「責任共済」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>（責任保険又は責任共済の契約の締結を要しない自動車の保有者及びその業務の範囲）</p> <p>第一条 自動車損害賠償保障法（以下「法」という。）第十条の政令で定める者及びその者に係る同条の政令で定める義務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>第一条の二 （略）</p> <p>（準用規定）</p> <p>第十二条 第二条から第八条まで及び第十条の規定は、責任共済の契約について準用する。この場合において、これらの規定中「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「被保険者」とあるのは「被共済者」と、「責任保険」とあるのは「責任共済」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（保管場所の確保を証する書面等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。</p>	<p>（保管場所の確保を証する書面）</p> <p>第二条（略）</p>

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（預託証明書に相当する通知）</p> <p>第八条の二 法第七十四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該自動車に係る再資源化預託金等が預託されていることを証明する旨の通知であつて、資金管理法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）から電気通信回線を通じて登録情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。</p>	